

第5章 施策の総合的・効果的な推進

第1節 県の推進体制

知事を本部長とする全庁的な組織である千葉県人権施策推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置し、さらに、推進本部の円滑な運営を図るため、「千葉県人権施策推進本部ワーキンググループ」を設置し、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進します。

第2節 国、市町村、民間団体等との連携

人権施策を推進するに当たっては、国、県、市町村、民間団体等がそれぞれの役割に応じて、連携し、協力し合いながら幅広い活動を実施していくことが重要です。

このため、県では、それぞれの役割を踏まえつつ、連携した取組を推進するとともに、市町村や企業、民間団体等の取組に対して支援します。

第3節 基本指針・施策の点検、見直し

人権施策の実施状況を把握します。また、基本指針及び人権施策について、適宜、点検・見直しを行い、人権をめぐる様々な状況の変化に対応します。